

京都市告示第414号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）
第51条の19第1項及び第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の
14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第51条の17第1項第1号に規定
する指定特定相談支援事業者を指定しました。

令和5年11月10日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社ころ（代表取締役 長谷川 桂子）

2 申請者の主たる事務所の所在地

北海道札幌市東区北十七条東十五丁目4番20号リベル元町208号

3 事業所の名称

相談支援センターほほえみ

4 事業所の所在地

京都市南区東九条南山王町35番地2 EVERHOME S 京都駅南102号室

5 指定する事業の種類

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

6 指定年月日

令和5年11月1日

7 事業所番号

2630581748

(保健福祉局障害保健福祉推進室)